

インフルエンザ予防接種を受ける前にお読みください

予防接種の効果や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることやわからないことがあれば、医師に質問し、十分に理解してから接種を受けてください。予診票は、医師が予防接種の可否を決める大切な情報であり、正しく記入してください。

インフルエンザはどんな病気？

インフルエンザは、感染を受けてから1～3日後に、高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感などの症状が突然あらわれ、咳・鼻水などの風邪と同じような症状が現れます。小児ではまれに急性脳症を、高齢の方や免疫力の低下している方では肺炎を伴うなど重症化し、命にかかわる場合もあります。

予防する対策

- ① 予防接種を受ける、② 人混みを避ける、③ 栄養と休養を十分にとる、④ 室温と湿度を適度に保つ、⑤ 手洗いやうがいをする、⑥ 咳やくしゃみは他の人にかからないようにする（咳エチケット）

ワクチンの効果

ワクチンには、感染を完全に防ぐ効果はありませんが、発病を予防したり、発病しても重症化（肺炎、脳症などの重い合併症が現れること）を防ぐ効果があります。ワクチンは毎年、流行の予測に基づき、4種類（A型2種類、B型2種類）のインフルエンザウイルスに対応するよう国が決定しています。

接種ができる方

生後6か月以上で接種できますが、一部のワクチンは1歳以上が対象です。接種は義務ではありません。自らの意思で接種を希望している方が対象です。対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族またはかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認することも差し支えありませんが、明確に対象者の意思を確認できない場合は接種できません。

神戸市による接種費用一部助成の対象となる方

接種日に神戸市に住民登録があり、以下のいずれかに該当する方

【定期接種の対象となる方】

- ・ 65歳以上の方
- ・ 60～64歳の心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害による身体障害者手帳1級の方または同程度以上の方
※生活保護世帯、市民税非課税世帯、神戸市発行の公害医療手帳をお持ちの方、中国残留邦人等支援給付対象者は接種料金が無料（全額助成）となります。詳しくは市ホームページ（または右記バーコード参照）でご確認ください。

【任意接種で、神戸市の費用助成の対象となる方】

- ・ 満1～12歳の方

無料となる
場合の証明書類



無料対象の証明書類を
紛失した場合の手続き



他の予防接種を受けている場合の接種間隔

インフルエンザワクチンは不活化ワクチンであり、接種間隔の制限はありません。新型コロナワクチンとの接種間隔の規定は廃止されたため、接種間隔の制限はなく、同時接種も可能です。

予防接種を受けることができない方

- ① 接種当日、明らかに発熱のある方（一般的に、体温が37.5℃以上の場合）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ インフルエンザワクチンに含まれる成分（鶏卵等）によって、アナフィラキシーショック（※）を起こしたことが明らかな方（※通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましん等を伴う重いアレルギー反応のこと）
- ④ その他、医師より不適當な状態と判断された方

接種を受けるときに注意を要する方

- ① 心臓、腎臓、肝臓、血液、発育障害などの基礎疾患がある方
- ② 過去にけいれんの既往がある方
- ③ 過去に免疫不全の診断を受けている方及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる方
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息などの呼吸器系疾患がある方
- ⑤ インフルエンザワクチンに含まれる成分によって、アレルギーを呈するおそれがある方

接種後の注意事項

- ① 接種後24時間は副反応の出現に注意してください。（特に接種後30分以内）
- ② 接種後1時間を経過すれば、入浴は問題ありませんが、接種部位をこすらないようにしましょう。
- ③ 接種部位を清潔に保ちましょう。過激な運動、大量の飲酒は、接種後24時間は避けましょう。

予防接種の副反応

接種後に接種部位の発赤・痛み・腫れ、発熱・寒気・頭痛・倦怠感などの副反応が出ることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。また、他の病気が偶然重なって現れることもあります。接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

重大な副反応として、まれにアナフィラキシーショック（じんましん、呼吸困難など）が現れることもあります。そのほか、接種後数日から2週間以内にけいれん、運動障害、意識障害などの重い症状が現れることもあると報告されており、接種後、体調に変化があった場合は、すぐに接種医にご相談ください。医師の治療を受けた場合の費用は原則、自己負担です。

予防接種健康被害救済制度

接種後に重い健康被害が生じ、入院治療が必要となったり、その後に障害が残ったりした場合には健康被害救済制度の対象となる場合があります。副反応や予防接種健康被害救済制度について不明な点がありましたら、神戸市保健課（電話：078-322-6788／FAX：078-322-6732）にご相談ください。

予防接種を受けない場合

医師が診察を行い、接種に関する説明を十分受けたうえで、接種を実施しなかった場合は、それがいかなる理由であっても、その後、インフルエンザにかかる、あるいはかかって症状が重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

① 詳しくは、ホームページでご確認できます。 神戸市 予防接種 | Q

総合コールセンター | 年中無休 8:00～21:00 | **0570-083330** または **078-333-3330** FAX **078-333-3314**